平成２５年（フ）第１２５４０号
東京都足立区西伊興１丁目１―17
債務者　笠原　慎也
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２５４１号
東京都新宿区戸山２丁目12―102
債務者　金山　文勝
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２５４２号
東京都江戸川区小松川３丁目13―１―308
債務者　村岡　陽子
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２５４３号
東京都江東区大島４丁目１―１―1221
債務者　富田　正勝
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２５４６号
東京都豊島区池袋本町３丁目24―２―102
債務者　石黒　博史
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２５５７号
東京都中野区弥生町２丁目46―11―101
債務者　小松　信夫
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２５５８号
埼玉県幸手市栄４―13―509
債務者　桐田アユミ（旧姓武田）
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２５５９号
東京都北区西ケ原４丁目28―13　第３木島荘202
債務者　中村　久生
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３６号
大分県杵築市大字大内4745番地６　ハーバーライトＣ103
債務者　市川　麻美（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成25年11月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月24日午前10時30分
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２５年（フ）第３０８号
北海道旭川市東光６条２丁目２番11号
債務者　麻植美喜子
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月５日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８２号
熊本県八代市植柳下町1155番地３
債務者　藤田　宏司
1　決定年月日時　平成25年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月27日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第８４号
熊本県水俣市南福寺４―38、住民票上の住所　熊本県天草市久玉町3196番地
債務者　松原　早苗
1　決定年月日時　平成25年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月27日午前11時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第１２４８１号
東京都足立区鹿浜７丁目23―13　小宮ハイツ三番館203
債務者　和久　妙子
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２４９２号
東京都足立区新田１丁目２―19―202
債務者　熊谷　　泉（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２５２１号
東京都世田谷区東玉川２丁目40―６―101
債務者　田山　明子
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部